平成２４年（フ）第５８４号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地７号棟505号室
債務者　丸茂　　孝
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２号
滋賀県栗東市高野557番地４
債務者　嶋田　和子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
滋賀県高島市音羽509番地
債務者　佐治　友康
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
滋賀県草津市南笠東１丁目17番20号
債務者　笠岡　奏美（旧姓岩永・井上）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８号
大津市大石中４丁目９番12号
債務者　水谷抽三子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
滋賀県栗東市中沢２丁目４番30号
債務者　大垣　葉奈
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺204番地３
債務者　井上千栄子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６０号
滋賀県愛知郡愛荘町市811番地２　ポイントスクエア201号
債務者　渡邊　初美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８８号
鳥取県西伯郡伯耆町福岡441番地
債務者　西村　鈴美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１６号
鳥取県米子市河崎1738番地　市住15
債務者　宮下　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２４号
鳥取県米子市車尾２丁目25番24―203号
債務者　足立のぞみ
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１６８号
広島県東広島市高屋町中島256番地13
債務者　米澤　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市金田町金川375番地の３
債務者　宮内　由美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３号
愛媛県四国中央市金田町金川375番地の３
債務者　宮内　房子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１０号
高知県安芸郡田野町2665番地
債務者　町田　譲二
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
福岡県飯塚市伊岐須659番地１　フラット１野見山22号、前住所福岡県嘉麻市上山田1368番地１
債務者　江藤　遥奈
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３２号
福岡県飯塚市潤野879番地２
債務者　渡辺　静香
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２４号
福岡県八女市上陽町北川内361番地２
債務者　古賀　政治
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所八女支部